

2026 年度 VirtualExpo 出展プログラム

出展要綱

1. 出展者の資格

- (1) 日本国内に所在する製造業の企業（製造者、商社）であること。※個人事業主を除く
- (2) 出展者が、商社である場合、VirtualExpo への製品掲載について、製造者の許諾を得ていること。また、掲載許諾の有無について、グローハイ株式会社および VirtualExpo Group が確認を行う場合、書面での証明が可能であること。
- (3) 前項に該当する者であっても、過去にグローハイ株式会社に損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なる等により本事業の実施に支障をきたすこととなるとグローハイ株式会社が判断した場合、その他グローハイ株式会社が適当でないと思えた場合、出展者の資格を有しないものとします。
- (4) VirtualExpo Group の定める規則を遵守すること。

2. 出展製品

- (1) 日本国の法律で規定される資格あるいは認可に基づき、製造あるいは販売されている製品であること。
- (2) 「募集要項」に記載の対象分野に該当すること。ただし、次に該当する物は禁止又は制限します。
 - ① 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - ② 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物
 - ③ VirtualExpo Group が不相当と判断する物
- (3) 我が国外国為替および外国貿易法等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合は、出展者の責任において事前に必要な許可等を取得すること。
- (4) VirtualExpo において、既に掲載されている製品ではないこと。

3. 出展料

- (1) 出展料金は、募集要項に定めます。出展料の振込に要する一切の手数料は申込者のご負担となります。
- (2) 出展料金には、VirtualExpo への出展および募集要項のサービス内容に係る経費が含まれます。このほかに発生する経費は、全て出展者負担となります。
- (3) 出展料の支払いは、日本国内のグローハイ株式会社の指定口座への振込みでお願いします。詳細は、参加可否の審査結果通知の際に、VirtualExpo から出展を承認された企業に案内します。

4. 出展の取り決め

- (1) 出展申込は、「募集要項」に定める方法で行うものとします。
- (2) グローハイ株式会社及び VirtualExpo Group による出展可否の審査を行います。判断の理由は、回答できない場合がございます。
- (3) 出展料金は、所定の期日までに、原則として日本において円貨で支払うものとします。

5. 出展承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) グローハイ株式会社は、出展者が出展者の資格を有しないことが判明した場合、出展の承諾、取り決めたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができます。この場合、出展料金は一切返金できません。併せてグローハイ株式会社に生じた一切の損害（直接の損害額に加え、グローハイ株式会社が当該出展に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限られない）を請求します。但し、出展者は出展の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、グローハイ株式会社にこれを賠償請求できないものとします。グローハイ株式会社への出展申し込み※後にご連絡いただいた場合、出展料金の100%をお支払いいただきます。出展料金の返金はありません。ご了承ください。
- (2) グローハイ株式会社は、出展者が本要綱に違反した場合、催告なしに、出展の承諾、取り決めに解除することができるものとします。これによって生じる損害についてグローハイ株式会社は、賠償請求できるものとします。

6. キャンセルポリシー

- (1) 出展申込み以降、出展者の都合で出展の取り消しをする場合は、速やかにグローハイ株式会社に連絡をすることとします。
- (2) グローハイ株式会社への出展申し込み（※）後にキャンセルされる場合は、お支払い前であってもキャンセル料として出展料金の100%をキャンセル料としてお支払いいただきます。また、お支払い後にキャンセルがあった場合でも出展料金の返金はありません。

※グローハイ株式会社の「VirtualExpo 出展お申し込みフォーム」を提出した時点とします。

- (3) キャンセル料については、出展者に適用される自治体等の他機関から受けた補助金等による割引を適用できません。

7. 事業の中止等

- (1) グローハイ株式会社は次号等の場合、本事業の開催を取りやめることが出来るものとします。
 - ① 戦争、政情不安、天災、感染症、その他グローハイ株式会社の責任に帰することの出来ない事由によりVirtualExpoの利用が中止となった場合、または本事業の開催が困難になった場合
 - ② 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
 - ③ 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、グローハイ株式会社としての事業実施が不適当もしくは不可能となった場合
- (2) 前号の場合、グローハイ株式会社は事情に応じて出展料金の精算、追加経費の出展者負担等についてすみやかに定め、出展者はそれに従うものとします。

8. 定めのない事項の発生

- (1) 本案内に定めのない事項が発生した場合、又はVirtualExpo Groupが新たな事項を定めた場合、グローハイ株式会社はその対策を決定することができるものとします。
- (2) 前号の場合、グローハイ株式会社はすみやかに出展者に通知するものとし、出展者はグローハイ株式会社の決定した対策に従うものとします。

9. 反社会勢力の排除

(1) 出展者は、グローハイ株式会社に対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行おう予定があること。
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてグローハイ株式会社の信用を毀損し、またはグローハイ株式会社の業務を妨害する行為。
 - ホ 前各号に準ずる行為。
- ⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

(2) 出展者が前項 9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、グローハイ株式会社は事前の通知等なしに、出展の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出展者からの出展料金等の償還請求には応じられません。

(3) 前項 9.(2)の定めに基づき、グローハイ株式会社が出品御取り決めに解除した場合、出展者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもグローハイ株式会社に請求できないこととします。

(4) 上記 9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出展者が、9.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してグローハイ株式会社に損害が生じた場合、グローハイ株式会社はその被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。

10. 免責

- (1) グローハイ株式会社は本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、グローハイ株式会社の故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (2) 本事業にて万一、参加者や購入者等が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、グローハイ株式会社は一切その責任を負いません。また本事業で使用する VirtualExpo は VirtualExpo Group によってサービスの供給が行われるものであり、当該利用に起因して発生する事項についても、グローハイ株式会社は一切その責任を負いません。
- (3) 7.「事業の中止等」及び 8.「定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる出展者の損害及び不利益等について、グローハイ株式会社は一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によって VirtualExpo へ出展

できなくなった場合も、グローハイ株式会社はその責任を負いません。

- (4) 「募集要項」および出展要綱に定めのない事項に関しては、グローハイ株式会社がその対応を決定するものとします。
- (5) 本事業は、VirtualExpo に一定期間参加するものですが、全体事業内容は変更になる場合があります。
- (6) VirtualExpo での掲載方法および掲載時期はグローハイ株式会社および VirtualExpo Group が決定します。
- (7) グローハイ株式会社が、本事業の進捗や成果に関する把握、および効果検証を目的に出展者から取得する案件報告書（成約や成約見込の案件情報）や各種アンケートをご提出いただけない場合には、支援開始後であっても支援を中止することができるものとします。これらに起因又は関連して生じたあらゆる損害についてグローハイ株式会社は一切の責任を負いません。
- (8) 前項に記載する案件報告書や各種アンケートは、グローハイ株式会社は、本事業の評価及び業務改善、事業フォローアップのためにのみ利用します。グローハイ株式会社は、当該目的の範囲内において、国若しくは地方の行政機関、又は公的機関、独立行政法人、大学若しくは委託事業者等の国若しくは地方の行政機関が指定する者に当該情報を提供し、グローハイ株式会社は、当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあります。

1 1. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第 1 審の専属的合意 管轄裁判所とします。

1 2. その他

- (1) 出展者は VirtualExpo におけるアカウントを転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
- (2) 本事業実施にあたり、審査時等に必要となる出展者の企業・製品情報を VirtualExpo Group に共有します。

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

グローハイ株式会社の支援を受ける企業（以下「支援企業」といいます。）は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾いたします。

記

1. 支援企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。

2. 支援企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い、販路開拓等のグローハイ株式会社のサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。

3. 支援企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとグローハイ株式会社が判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はグローハイ株式会社のサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、グローハイ株式会社のサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、グローハイ株式会社のサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する支援企業の登録又は資格等自体がグローハイ株式会社により取り消されること、及び／又は、グローハイ株式会社のサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がグローハイ株式会社の意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。

4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、支援企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、グローハイ株式会社は、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。

5. 支援企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、グローハイ株式会社に不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、グローハイ株式会社が支援企業に対しこれを求償することがあることを確認します。

6. 本特記事項の定めがグローハイ株式会社と支援企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。

7. 支援企業は、グローハイ株式会社に対し、支援企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受け等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続きを履践している者に、本条項の内容に

同意する手続を担当させることを表明、保証します。

※注1：支援企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。支援企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から支援企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです

・リスト規制

支援企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト 安全保障貿易管理・リスト規制

安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制 (meti.go.jp)

・キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、支援企業自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省 HP をご参照ください。

※経産省 HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

・米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf

以上